

岡山県公報		目次	担当課（室）	目次	担当課（室）
発行 岡山県					
					
【告示】					
○ 漁業共済加入区の設定		水産課			
○ 小型機船底びき網漁業の許可等の申請期間					
○ 漁業共済加入区の漁業の区分の変更					
○ "					
○ 道路の区域変更		道路整備課			
○ 道路の供用開始					

◎岡山県告示第十四号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号。以下「法」という。）第百五条第一項第二号ロの規定により、法第百四条第二号に掲げる漁業に係る区域及び区分を次のように定める。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

加入区 の名称	加入区 域	漁業の区分
胸上加 入区	胸上漁業協 同組合の地 区	一 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業 二 主としてさし網漁業を営む漁業 三 主として建網漁業を営む漁業 四 主としてつばなわ漁業を営む漁業 五 主としてかごなわ漁業を営む漁業 六 小型定置網漁業を営む漁業 七 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲 げる漁業以外の漁業
下津井 加入区	下津井漁業 協同組合の 地区	一 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業 二 主としてさし網漁業を営む漁業 三 主としてつばなわ漁業を営む漁業 四 主としてかごなわ漁業を営む漁業 五 主としてはえなわ漁業を営む漁業 六 主としてごち網漁業を営む漁業 七 主として袋待網漁業を営む漁業 八 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲 げる漁業以外の漁業

◎岡山県告示第十五号

岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業の許可及び起業の認可の申請期間を次のとおり定めた。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

申請期間

平成二十九年一月十六日から同年二月一日まで

◎岡山県告示第十六号

平成四年岡山県告示第一百一号（漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

「二 機船船びき網漁業を営む漁業

三 さし網漁業を営む漁業

四 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び

表中 さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業を

業

五 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げ

る漁業以外の漁業

「二 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業

三 機船船びき網漁業を営む漁業

四 主としてさし網漁業を営む漁業

五 小型定置網漁業を営む漁業又は小型定置網漁業及び

さし網漁業、建網漁業若しくはつばなわ漁業を営む漁業に改める。

業

六 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げ

る漁業以外の漁業

」

◎岡山県告示第十七号

平成二十四年岡山県告示第五百二十四号（漁業共済加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

「二 主としてさし網漁業を営む漁業

表中 三 小型定置網漁業を営む漁業

四 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前三号以外の
を

漁業

「二 主として小型機船底びき網漁業を営む漁業及び小型
定置網漁業を営む漁業

三 主としてさし網漁業を営む漁業

に改める。

四 小型定置網漁業を営む漁業

五 法第百四条第二号に掲げる漁業のうち前各号に掲げ
る漁業以外の漁業

」

◎岡山県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線 名 新見川上線
- 三 道路の区域

区	域	新旧別	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
高梁市成羽町布寄字馬場ノ前一〇一番一 地先から	新	一〇・〇 一〇・五	四二・〇	
高梁市成羽町布寄字早田一一一番四地先 まで	旧	六・〇 一〇・〇	四二・〇	

区	域	新旧	幅員	延長
一 道路の種類 県道				
二 路線 名 湯原奥津線				
三 道路の区域				

平成29年1月13日 岡山県公報 第11854号

一	道路の種類	県道
二	路線名	仁堀中御津線
三	道路の区域	

	区	域
赤磐市中畑字定重一八八二番四地先から	別	新旧
六・〇〇	(メートル)	幅員
	(メートル)	延長

苦田郡鏡野町富西谷字飛ヶ峪しり七四二 番三地先から 苦田郡鏡野町富西谷字小樋谷道の上七三 一番二地先まで	苦田郡鏡野町富西谷字飛ヶ峪しり七四二 番三地先から 苦田郡鏡野町富西谷字小樋谷道の上七三 一番二地先まで	苦田郡鏡野町富西谷字飛ヶ峪しり七四二 番三地先から 苦田郡鏡野町富西谷字小樋谷道の上七三 一番二地先まで	別 (メートル) (メートル)
九・五 一五・五	八・〇 三三・〇	八・〇 三〇・〇	
一九六・〇	一八一・六	一八一・六	

赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四二番一地先 まで	赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四二番一地先 まで
旧	新
二・五 一〇・五	四一・〇
三七五・〇	三七五・〇

◎岡山県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、岡山県土木部道路整備課において告示の日から二十日間一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

県道		道路の 種類
新見川上線	仁堀中御津線	路線名
高梁市成羽町布寄字馬場ノ前一〇一番一地从 から 高梁市成羽町布寄字早田一一番四地从まで	赤磐市中畑字定重一八八二番四地从から 赤磐市中畑字猪ノ子坂一八四二番一地从まで	区間
平成二十九 年一月十三 日		供用開始 年月日